

ほうわ空き家活用ローン

1. お 使 い み ち	自己または3親等以内の親族の方が所有する空き家(戸建て・分譲マンション)に関する次の費用。 ①空き家の改築・改装資金 ※事業性用途として使用する建物の改築・改装資金を除きます。但し、個人への賃貸目的とする改築・改装資金はご利用できます。 ※改装時、設置可能な太陽光発電設備は、10kw未満とします。 ②空き家の防災上の設備対策資金 ※費用につきましては、原則お振込みが条件となります。 ※既に支払い済みの費用につきましては、原則、お取扱いできません。
2. ご利用いただける方	①お申込時の年齢が、満18歳以上満74歳以下(完済時年齢満80歳以下)で安定した収入がある方 ※パート・アルバイトの方は対象外とさせていただきます。 ※個人事業主の方は税金の滞納や延滞がない方に限ります。 ②居住家屋に電話、または携帯電話のある方 ③お勤め先またはお住まいが取扱店の営業区域内にある方 ④当行所定の保証会社の保証が得られる方
3. お 借 入 金 額	10万円以上500万円以下(1万円単位) ※ただし、当行が提携する自治体から、リフォーム等の空き家活用に伴う補助金を受給する場合、「解体費用総額－補助金受給額」が上限となります。
4. お 借 入 期 間	6ヶ月以上15年以内(1ヶ月単位)
5. ご 返 済 方 法	据置期間は、ございません。 元利均等分割返済 … 毎月均等返済(6ヶ月ごとのボーナス返済の併用も可能です。) ※但し、ボーナス返済は、お借入額の50%以内とします。 自営業者、会社役員の方はボーナス返済併用でのご利用は出来ません。ただし、会社役員の方でボーナスを受給されている方はご利用できます。
6. ご 返 済 日	毎月8日(休日の場合は翌営業日)
7. お申込時にご用意いただくもの	①本人確認資料(原則運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付公的本人確認書類) ②通帳に使用されるご印鑑、通帳 ③所得確認資料 ・給与所得者の方…公的機関発行の所得証明書、または源泉徴収票の写し、または住民税決定通知書の写し(直近1年分) ※源泉徴収票が手書きの場合、発行印が必要となります。 ・法人代表者の方…公的機関発行の所得証明書または住民税課税決定通知書の写し(直近1年分) ・個人事業主の方…税務署発行の納税証明書(その1・その2)2年分 ④資金使途確認資料 ・見積書・契約書等の写し ⑤物件所有者等が確認できる資料 ・登記事項証明書 【金利引下げの適用を受けられる場合】 当行が提携する自治体からの補助金受給金額が確認できる資料／補助金交付決定通知書の写し等
8. 担 保 ・ 保 証 人	原則不要です。ただし、審査の結果、連帯保証人が必要となる場合もあります。

9. 金 利	変動金利 年 3. 60% （表示金利は2026年9月1日現在：金利には保証料を含みます） ●変動金利について ①適用金利は当行の短期プライムレート(3. 325%)を基準金利とし、それに一定の利率を上乗せした金利です。 ②お借入期間中の金利変動については、毎年4月1日と10月1日に当行の短期プライムレートを基準として年2回見直しを行います。 ③変更後のお借入金利は、おのおのの6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、当行の短期プライムレートの変更幅と同じだけ引上げ、または引下げを行います。 ④ボーナス月の増額返済についても、毎月返済部分の6月および12月約定返済日の翌日以降到来するボーナス返済月の約定返済日の翌日から適用します。 ⑤ご返済額は5年ごとに見直すこととし、10月1日を基準日とする借入利率の5回目の見直しをおこなうまでは、その間に金利変動があっても変更しません。また、利率が上昇した場合でも、新返済額は旧返済額の1. 25倍を超えることはありません。 ⑥お借入金利の変更により当初の借入期間が終了しても未返済残高がある場合は、原則として、期日に一括返済していただきます。
10. 金 利 引 下 げ 条 件	当行と提携する自治体より、空き家のリフォーム等に関する補助金を受給される場合には、適用金利より0. 30%の金利引下げを行います。
11. 提 携 自 治 体	大分市・別府市・中津市・宇佐市・豊後高田市・豊後大野市・竹田市・佐伯市・日田市・由布市 国東市・杵築市・津久見市・臼杵市・日出町・九重町(2026年9月1日現在) ※新たな提携自治体については窓口にてお問合せください。
12. 手 数 料	繰上返済手数料 5,500円（消費税込み） ※返済元金100万円未満または当行での借入による既存の借入の決済は、手数料不要です。
13. 保 証 会 社	九州カード株式会社
14. 返 済 試 算 額 ・ 金 利 情 報 の 入 手 方 法	お近くの営業店窓口または得意先担当までお問い合わせください。 金利情勢等により、金利の見直しを行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。
15. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

※ 審査の結果、ご希望にそえない場合もございます。

